

総合資源エネルギー調査会

電力・ガス事業分科会 第2回電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会

基本政策分科会 第5回電力システム改革貫徹のための政策小委員会

合同会議

日時 平成29年2月9日（木）16：00～17：54

場所 経済産業省本館17階第1～第3共用会議室

○小川電力市場整備室長

それでは定刻となりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会第2回電力・ガス基本政策小委員会及び第5回の電力システム改革貫徹のための政策小委員会の合同会議を開催します。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙ところ、また、雪の降る中ご出席いただきありがとうございます。

本日、大山委員、横山委員、四元委員、また崎田委員、山口委員におかれましてはご欠席とのご連絡をいただいております。

また、伊藤委員及び大橋委員におかれましては、遅れてのご参加とのご連絡をいただいております。

今回、委員の変更がありましたので、ご紹介いたします。

前回まで電力・ガス基本政策小委員会にご参加いただいております引頭委員におかれましては、ご本人からのお申し出によりご退任となっており、新たに村木委員にご就任いただいております。

では、早速ですが、議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は山内小委員長にお願いいたします。

○山内委員長

それでは、皆様お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議事次第にありますように、4つの議題となっております。

まず、電力小売全面自由化に関する進捗状況について。

続きまして、インバランス誤算定への対応について。

それから3番目が、電力システム改革に係る今後の検討の進め方について。

最後に、ガス小売全面自由化に向けた検証について、この4つでございます。これを順にご議

論していただきたいというふうに思います。

それでは、これから議論に入りますので、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。

まずは電力小売全面自由化に関する進捗状況について、事務局からご説明をよろしく願いいたします。

#### ○小川電力市場整備室長

それでは、お手元資料の3をご覧くださいと思います。

まず最初に、電力小売全面自由化の進捗状況ということで、2ページをご覧ください。

これ、スイッチングの件数になります。新電力への契約先の切替えが約3%、同じく大手電力、旧一般電気事業者での社内の契約の切替え件数も約3%、合計合わせて約6%となっております。

これは昨年10月末時点でありまして、統計の都合上これが最新のデータですけれども、例えば広域機関で毎月発表しております切替えの申し込み件数ベースでいいますと、12月末時点で約260万、全体の4%というふうになっております。地域別では東電管内、関西管内などが高くなっております。

それから続きまして3ページ、これは新電力のシェアの推移ですけれども、一番上の赤いところが2000年から自由化されていたところで、今回、昨年4月からの自由化は緑、2016年4月からグラフが伸びております。

新電力のシェア、長らく2、3%程度でありましたけれども、2、3年前から大きく上昇しておりまして、特に高圧、特別高圧分野では、昨年10%を超えております。

次の4ページ、これは都道府県別の参入者数ということで、参考資料ということで飛ばしまして、続きまして5ページですけれども、価格の比較、大手電力と新電力の価格の比較、これは4つグラフがありますが、上に2つ並んでいるのが特別高圧と高圧、下の2つが低圧になっております。

上の2つを見ていただきますと、新電力よりも大手の電力のほうが平均価格が安くなっておりまして、一方で低圧については、新電力のほうが若干ですけれども低くなっているということがあります。高圧、特別高圧で新電力よりも大手電力のほうが平均の価格は低い。

一方で、新電力のシェアが最近大きく伸びているというところにつきましては、次の6ページにありますように、高圧、あるいは特別高圧の中でも顧客層に違いがあるというふうに考えております。

具体的には、これは公的機関による電力入札の結果を比較したところでありまして、横軸に並んでいるのが負荷率でして、この負荷率が高くなる、右のほうに行けば行くほど、ここを

落札しているのは大手電力でありまして、平均価格も低い。

一方、新電力がとっていますのは左のほう、赤く囲ってありますが、負荷率の低いところ、平均価格も高いところということで、こういった顧客の違いが平均価格で比べたときに違いになっているのかというふうに考えております。

そうした背景にありますのも、次、7ページにあります小売電気事業者の電力供給力の比較、大手電力と新電力では、特にベースロード電源と呼ばれるものの保有状況あるいはアクセス状況に違いがあるということで、大手電力のほうが一般水力、石炭、原子力を、このグラフでいいますと3割から4割ぐらい有しているのに対して、新電力はそこが1桁限られているといった供給構成の違いが、先ほどのような違いにもつながっているというふうに考えております。

続きまして、8ページは新電力の電源調達状況、これは規模別に少し分けてはありますが、いずれも他社からの調達というのが過半数、場合によっては4分の3程度を占めておりますけれども、大規模あるいは中規模の新電力では自社の電源保有も1割程度あるということになります。それから市場調達は、規模にもよりますが、現状2から3割程度という状況になっております。

9ページは、大手電力による域外進出の状況ということで、ここでは10月実績を表でお示ししておりますけれども、この9ページ、右下のグラフを見ていただきますと、4月以降、これは低圧の件数ですけれども、従来、自社の供給区域に限っていたところが他の区域に進出している件数が目立ってふえているということは言えるかと思えます。

全面自由化後、半年ですけれども、別の域外での供給ということでいいますと約3億キロワットアワー、新電力の販売電力量の5%程度を占めるに至っているという状況であります。

続きまして、卸電力取引の状況、これは11ページで推移、取引量の推移、続く12ページで価格をお示ししています。取引量、昨年4月の全面自由化以降、各社の自主的取り組みの改善の効果もあって、取引量は大幅に増えております。ここ、グラフ、昨年11月までですが、ことしに入ってから大きく伸びているということで、取引量も初めて200億キロワットアワーを突破したと。

ただ、依然として販売電力量全体に占める割合は、直近でもまだ3%程度にとどまっているということがあります。

一方で、取引価格のほうは次の12ページにありますように、全体としては低位で安定してはいるけれども、地域別、北海道では特に高い価格、市場分断が発生しているというのが1つ特徴としてあります。

こうした中で、卸電力取引所の取引量を増やす観点から、グロスビディングの取り組みが本年4月から始まるということが、この次の13ページに示されております。

続きまして、駆け足になりますが、15ページ、これ調整力の公募ということで、電力・ガス小

委委員会の場でも何度かご紹介してきましたが、この公募が昨年10月以降行われました。

15ページにありますように、従来、小売全面自由化前は旧一般電気事業者が基本的に自社の電源でもって需給調整をしていたところですが、ライセンス制の導入に伴って、この4月から一般送配電事業者が自社の電源、それから他社の電源も活用して調整を行っているということが始まっておりすけれども、今回はこの調整の電源について、初めて公募という形を実施したというものであります。

その結果が、次の16ページにまとめてあります。電源1A、1B、さらには1'といったものが出てきますけれども、その中身、内訳については19ページの参考に示してあります。それぞれ求められる質に応じて1A、1B、1'、区分がなされておりますけれども、より高いスペックのものが短時間に対応などといった高い質の求められるものについては、全て旧一般電気事業者の落札でありました。

他方、少し条件の緩やかな電源1'というものについては、旧一般電気事業者以外からの募集も、応札も3割程度ありまして、中でもダイヤモンドリスポンスに関してはトータルで約100万キロワット相当、これは今回国内で初めてこういった競争入札という形である意味大手の発電所1基分に相当するものについて、発電所電源ではなくて需要の変動という形で調整力が確保されたこととなります。こういった調整力公募、今回が初めてでありましたけれども、まだまだ検討していく点もありますので、これについては引き続き議論していくと。

そのときの役割分担として、17ページにあります資源エネルギー庁、それから広域機関、監視等委員会、三者で連携して検討を進めていきたいというふうに考えております。

調整力の公募結果、18ページはその結果、全体の結果でありまして、最後21ページに一覧表にしておりますのが自由化に関連してのふぐあい、トラブルの状況であります。

ここに5件まとめてありますけれども、上の3つにつきましては、この後もう一つ別の議題のときにそれぞれご説明したいと思いますので割愛しまして、上から4つ目、これは東京電力のパワーグリッドの託送料金の誤請求ということで、もともと東京電力のパワーグリッド、託送料金の電力量の通知の遅延というのが続いていましたけれども、今回判明したのは料金、託送料金の誤請求ということであります。

全く別件としましては中部電力、これは小売部門ですけれども、システムの入れかえに伴うこれも料金の誤請求というのが年明けに発生しているというところでもあります。

駆け足になりましたが、全体は以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明についてご発言、議論していただきたいというふうに思います。

なお、例によってご発言をご希望の方はお手元の名札を立てていただくということ、それから関連する発言については、ちょっと合図でもいただければ、私のほうで判断をして発言をしていただくということになります。

それでは、どなた様でも結構でございますので何かご意見、あるいはご質問等ございましたらご発言願いますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。失礼いたしました。

じゃ、エネットの武田オブザーバー、どうぞご発言ください。

○武田オブザーバー

ありがとうございます。

資料の5ページに示されています大手電力とそれから新電力の価格比較について、コメントしたいと思います。

特別高圧と高圧の分野について、ここに書いてありますとおり、大手電力の販売単価が新電力の販売単価との比較で、一、二割低いと整理されているんですが、資料に書いてあるとおりで、単純に総販売額を総販売電力量で割るということで平均単価のグラフだと認識しています。

注釈では、負荷率の差異等の理由からkWh単価の単純な比較はできない、あるいは6ページ、7ページ以降に新電力の供給需要家の属性とか、その小売電気事業者の電力供給構成が示されていますが、単純にこのグラフを見ると、電力システム改革の大きな1つの目標である安い電気を新電力が供給して価格を下げる、あるいは電気料金を最大限抑制するという大きな目標が達成されてないんじゃないかという疑いを与える懸念を感じます。この5ページの図がひとり歩きすることがないように、国民に対して正しいメッセージが伝わるように工夫していただきたいと思います。

それから、この分析のとおりだと思うんですが、7ページに書いてありますとおり、やはりこういうことが起きているのはベースロード電源に対する新電力のアクセスが十分じゃないということに起因しているだろうと私も思いますので、今回のシステム改革でベースロード電源市場を設計するということになっていますので、きちんと早期の市場の立ち上がりと、それからベースロード電源市場ができることによって、実効性のある競争ができるということに資するような詳細設計をお願いしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

本日、ちょっと議題が多いので、ご質問、ご意見をいただいたときに事務局からのご回答とか

コメントについては、ある程度まとめたところで行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

ほかにご発言ございますか。

松村委員どうぞ。

○松村委員

回答不要です。コメントだけです。

調整力の公募の結果について、ごくごく簡単に出していただいています。

実際にはその公開できるものでもこの地域でこれくらいの価格差があったとか、そういうような詳細なものが出ているだろうと思います。これについては、エネ庁も監視等委員会もあるいは場合によっては広域機関も、さっきの協調してというところなんです、少し見ていただきたいというお願いです。

この市場はここでも書かれているとおり、1 A、1 Bというのは全て旧一般電気事業者の落札のあったというので、これ自身はある程度予想はされていたこと、それぞれ圧倒的なそういう調整電源を持っているということもあるので、こうなるっていうことはある程度予想はされていたのですが、ある種、市場支配力を行使するような形ですごく高いことを言っても、ほかの人、今の段階ではほとんど入れないから、物すごく高値になっちゃうんじゃないかということは、つまりもろに市場支配力を行使するんじゃないかということはもともと懸念はされていた。

一方でしかし、そういう事態というのは十分懸念されているということは繰り返し繰り返し指摘した上で、コストベースでという大変なんですが出してほしい、市場支配力を行使するのではなく、正しいコストで正しい利益が得られるよう行動してほしいなというようなことは、しばしばいろんな人がいろんなところで言っていたと思います。そういう状況になっているかどうかというのを今後も注視していただきたいと思います。今はまだ歯どめがあります。

歯どめがあるというのは、今は託送料金というのは決まっているので、3年間固定されているので、ここで仮に吹っかけたとしてもその結果として発電部門は利益が上がるかもしれないけれども託送部分は赤字になって、トータルで見れば大きな利益が上げられないと、そういう構造にはなっているものですから、そんな無茶なことはしないだろうと思うんですが、恐れているのはここですごい高い価格になったと、だからそもそも託送料金の算定の段階での料金の査定というのが低すぎたと。

だから、託送料金をもっと上げろっていう、こういう話になったときには今の懸念というのはもろに出てくるので、ただちにそんな恐ろしいことを言う人はいないとは思いますが、そういう声が出てきたときには、そもそもここは適正なコンペティティブな価格になっているかどうかという検証をした上で、料金で何か面倒見るとかっていう、そういうプロセスをとらないと、何

かとんでもないことになりそうなので、この点は慎重にエネ庁、あるいは監視等委員会で見ただけであればと思います。

以上です。

○山内委員長

そのほか、よろしいですか。

何か企業のほうからあれば、特によろしいですか。

じゃ、次の議題も関係しておりますので、何かありましたら次の議題のときにまたご発言願いたいと思います。

それでは2番目の議題、インバランス問題ですね。これについてお願いいたします。

○小川電力市場整備室長

それでは資料4-1をご覧くださいければと思います。

インバランス算定の誤りへの対応についてということで、1ページ目に今回の全体をまとめております。

昨年の4月の小売全面自由化後ですけれども、インバランス精算に当たっての単価が市場価格ベースとなって、そこに全国大のインバランス発生状況が反映されるようになっているということとであります。

しかしながら、今回判明した誤りというものは、このベースとなるインバランスの発生状況に関連するものでありまして、結果として既に行われたインバランスの精算の単価が、本来あるべき単価よりも低くなっているということとありまして、この今回の誤りへの対応をどうするかということと、あわせて今回判明したさまざまな課題に対してご議論をいただければというふうに思っております。

2ページ目以降、まず、今のインバランス調整、インバランス精算の仕組みということを簡単にまとめております。

2ページにあります、現状、発電小売の事業者が前日段階での計画を広域機関に提出して、それをもとに送配電事業者、当日のインバランスは送配電事業者が行いまして、精算という形で事後的に発電あるいは小売電気事業者と精算を行っているというのが現在の仕組みであります。

その精算を行うときの単価の決め方、これは前回の電力・ガス小委員会でも少しご議論をいただきましたが、3ページ目にあります、枠囲いにありますインバランス精算単価ということで若干複雑ですが、スポットの市場の価格、市場価格の平均とさせていただければと思いますが、そこに $\alpha$ という調整項を掛けて、それに今度は地域ごとの調整項、これは定数になりますが、 $\beta$ というのを出しているということとあります。

これについて、今回、ここの調整項となる $\alpha$ を出す際のベースとなるインバランス量というものの算定に誤りがあったということになります。

実際にそのインバランスというところで言いますと、そのあと5ページ、6ページ、参考になりますが、6ページのところで言いますと、インバランス、予見可能性を、あらかじめ予見できないような形にするということでは言いますと、この $\alpha$ という数値の変動を見てみますと、昨年4月の制度開始当初は全国的に余剰気味、全国的に余剰のときにはこの $\alpha$ というのが1より小さくなって、逆に不足気味のときには1より大きくなるんですけども、4月の時点では全体的に余剰気味であったものですが、徐々にそういった傾向が弱まっているということで、制度の狙いである予見はしにくい形というのは、ある程度は今は維持されているのかというふうに思っております。

今回のトラブルということで、7ページに全体をまとめております。

事例1、2、3、黄色で囲っておりますが、1つ目は中部電力。これは小売による誤った計画の提出。これは前日段階での計画の誤りと、提出の誤りということで一過性のものであります。

他方、事例2、3、右のほうで黄色で囲ってある部分につきましては、これは毎月報告している、通知している内容に誤りがあったということでして、ここで言いますと、その通知を受けて、広域機関、それから取引所に渡り、精算を行っていく際の単価を出していますので、そのもととなる通知を誤っていたということは、結果的に全ての関係する事業者が行う精算に影響を与えるということになります。

8ページ目は、事例の1で中部電力小売における需要計画提出の誤りでありまして、これは、計画の修正を施す中で当初の計画値より大幅に低い数値の修正計画を出して、すぐに誤りには気づいたわけですが、11月3日、しかも真夜中過ぎの時間帯ということで修正に手間取りまして、結果的に大きなインバランスが計上されたという事案であります。

これをそのままインバランス、先ほどの仕組みでインバランス精算に波及させますと、全国で10億円以上の実体を伴わない精算になるものですから、次の9ページにありますように、精算単価の算定に当たりましてはこの誤りの部分は除外して算定することとしたというものであります。また、この際には、広域機関のほうから事業者に対して、業務規定に基づいて指導を行っております。

本日の議論につきましては、事例2、11ページをご覧くださいと思います。

まずは、中部電力の送配電部門におけるエリアインバランスの算定の誤りということでありまして、これは後ほど中部、北海道、それぞれから事案については詳しくご説明がありますけれども、簡単に申し上げますと昨年4月から10月まで7カ月間にわたり、インバランスの算定を継続的

に誤っていたということでありまして、原因としては、そのインバランスを算定するシステムのプログラムの誤りということになります。

この事案が昨年12月にわかったものですから、そういった同様の、ある意味算定式の誤りがなにかというところを確認したところ、次の事例3、北海道の例として同様の事例がわかったということでありまして、こちらは昨年4月から11月までの8カ月間ということになりますけれども、算定を継続的に誤っていたということになります。

こうしたこれらの影響ということでもとめましたのが、13ページになります。

2つの事例、いずれも本来あるべき単価よりも低い精算単価の算定につながっていたということでありまして、これまで行われた精算において、受け取って余剰インバランスということで事後的に支払いを受けていた事業者からすると、受け取っていた額が少なかったということになりますし、不足の分で支払いを行っていた事業者からすると、既に払ったと思っていたんですが、精算単価が実は低かった。本来であれば、もっと払わなければならなかったということになります。

そうした影響を単純に合算しますと、4月から11月まで約20億円に上るということですが、事業者別に見ますと、次の14ページにありますインバランス誤算定、これを仮に精算とした場合ということで整理しますと、約4億円という形になります。

これはどういうことかと言いますと、左の表にまとめてありますけれども、各エリア別に見たときに、既に一定額を受け取っている側、ここで言いますと、表で言いますとまず左、追加支払額、これは送配電から見たときに発電小売の事業者に、今回再精算したら支払う必要が出てくるもの。これは少ないところでは200万円と、あるいは北陸での12万円というところから、東京、これは東京電力の分社化がありますので、金額が大きくなっていますけれども、支払い追加の送配電が支払うものというのが10社合計で約3.3億円ということになります。

一方で追加の請求、これは送配電から見たときの追加の請求ですので、発電小売事業者からすると追加的な支払い、既に支払ってはいるけれどもまだ足りなかったということで、支払いを求められる額というのが、北海道の1,300万円を筆頭に、合計約3,900万円となっております、この事業者の分布をまとめたのが右のグラフになります。

赤、50%、半分以上の事業者は追加的な支払いをもらう側であります。一方で、追加的に支払わなければならない、追加的な支払いの請求があるというのが右の青のところでありまして、100万円以下というものが全体の半分以上になりますけれども、100万円を超える追加的な支払いを求められる事業者もあるというのが、この誤りを是正するための再精算を行った場合の影響になります。

以上を踏まえまして、この再精算に関する考え方、論点①、②、③、④と4つまとめております。

まず1つ目、15ページになります。

これらの誤算定、誤りというのは、そもそもシステムのつくり込みの段階で発生していたということでありまして、それが昨年4月、制度発足から長いことその誤りが続いていたということとで全国の事業者には大きな影響をもたらしています。

この新しい制度のもとで、通常であれば事後的に判明した誤りというのは、それについて修正というのはしないというのは原則ではあるんですけども、今回の場合はこの事業者の誤りの影響が全国に及んでおりまして、しかもそれが長期間、半年以上続いていたということもあるものですから、その影響の規模に鑑みて、今回は例外的にインバランス精算は既に終わっているわけではありますけれども、それをやり直すこととしてはどうかということが1つです。

その際にですけれども、今回の誤り、北海道、中部の2社の誤りであったわけですが、このインバランス精算単価という形を通じて全国の事業者に影響が及んでおりますので、再精算をした場合の対応については、できるだけ全国共通のものにしていくというところがこの総論に示しているところであります。

その場合には、誤りを生じた2社と、むしろ誤りを生じていない、結果的に影響を受けることになった他の送配電事業者ということがありまして、これはその他8社の送配電事業者の協力を得ないとそうした同様な対応はできないものですから、そういった協力というのが不可欠になるものであります。その上で、再精算の結果、追加的に支払うべきもの、本来はもう少し多く支払うべきだったもの、これについてはしっかり支払いをすべきということになります。

その前提として、今回の背景とその結果、再精算を行った場合にどういった変化があったかというのは、当然のことながらしっかり丁寧に説明をする必要がありますし、それから追加的なこの再精算の結果、追加的に支払いを求める場合には通常の例えば料金請求と同じような扱いにはしないで、例えばということを書いてありますけれども、一方的に支払期限を設けて支払いを求めることなどはしないといったようなことが求められるのではないかとというのが2つ目になります。

先ほど申し上げました誤りを生じた2社は、この全国同一・同様の対応をするに当たっての前提となる他の8社に対して協力を求めるに当たっての説明、さらには必要な追加的なコストについては、負担ということも求められるかと思っております。

その上で、次の16ページは今回の事案への対応ということとともに、やはりシステム開発、今回の件に限らず、昨年4月以降いろいろな形でシステムの開発、改修に関連した誤りというのが発生しております。

そういった意味で、この電力インフラを担う一般送配電事業者においては、やはりこのシステム開発、改修のあり方というところを、これを機に改めて検討していくことが求められるのではないかと考えていますし、また、これは今後新しい制度をつくっていく場合にも、これは我々の問題でもありますけれども、そういったシステムの問題、システム開発に要する期間といったようなものも十分考慮して進めていく必要があるのではないかと、この16ページの論点②になります。

続きまして、17ページは、今回明らかになった点ということで言いますと、インバランスの算定式ということについてですが、改めて確認しますと送配電の10社の算定式がところによって違うと、旧一般電気事業者のインバランス算定式、事業者による微妙な差が生じている、具体的な例としては、17ページの一番下に例として書いてありますけれども、例えば最終保障の供給実績というものを算入するかどうか、あるいはネットワーク事業用の電力を算定式に入れているかどうかといったところで微妙な差が出ているということが今回明らかになりました。

具体的な算入式、18ページに参考でいろいろ書いてありますけれども、やはりこういった、こういった形で算入するかというものについて、必ずしも明確な定め、明確な文章という形になっていなかったというのは、これは制度を設計する側において考えなければならぬところでありまして、今回、これを機にこういった算定式をしっかりと明確化するという、さらには、ページが飛びますけれども20ページになります。

次の論点④として、今回生じたような精算単価の算定における役割と責任の明確化、今回の事例でいいますと送配電事業者のエリアインバランスの算定とその通知が誤っていたということでもありますけれども、こういった各関係する事業者が行うべき事項について、現状、必ずしも何らかの形で明確になっているものではない、実務的な運用に委ねられていたというところについても、今回こうした誤りを機に明確化して、それぞれの責任、役割を明確にしていってはどうかというのがこの論点④になります。

以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは引き続き、中部電力の前田部長、それから北海道電力の中村部長からご説明をお願いいたします。

○中部電力

中部電力の前田でございます。

このたびの私どもの誤算定におきまして、全国のネットワークの利用をされておられる事業者

様、それから各エリアの送配電の事業者の皆様、それから各関係の機関の皆様、ご指導いただいている方面の皆様方に大変なご迷惑とご心配をおかけしてしまいました。おわびを申し上げます。再発防止に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

説明は座らせていただきます。

それでは、資料の3ページのほうをご覧いただきたいと思います。

今回の誤算定となりました、私どもの経緯についてご説明申し上げます。昨年4月1日に小売の全面自由化の制度を開始すると同時に、同時同量制度が計画値同時同量ということでスタートをいたしております。これにあわせて、私どももエリアのインバランスの算定をするシステム、これを運用開始をしたわけでございます。

一部と書いてございますのは、4月に開始にはなったわけですけれども、そのエリアインバランスの料金側の算定するに当たっては、このときには6月に計算結果を出すという予定をしておりましたので、それに向けて4月一部運開ということでスタートいたしました。

しかしながら、スタートしたときに計画同時同量の計画の不整合というようなことであるとか、それからシステムのインターフェースの問題だとかということでもいろいろ起こって、全国的に不整合の状況というのが続いたということもございまして、6月に算定すべき、4月分の最初のインバランス料金の算定ができたのが、結果として8月にずれ込んだということでございます。

8月になって算定をして、実績値を確定したわけですが、その数字をもって社内で数字を突き合わせておりましたところ、数字が合わないところがあるということが判明いたしました。

その原因は何かということで追求をし始めたのでございますけれども、ここはちょっと至らないところだったと思うんですが、この原因がインバランスに起因しているというふうに当時は思いが至らず、計画の不整合であるとかそのほかの要因、疑わしいところはどこだということはずっと探しておりました。

それで10月31日、太字になってございますが、このところでエリアのインバランスにかかわる項目、揚水動力というところですが、ここで不具合があるということが判明いたしました。

しかしながら、ここで判明したものを修正しても、当初合わない数字がギャップが、埋まらなかったということがございまして、それ以外の要因が何かということも、続けて調査をしていたということでございます。

その結果11月、12月になってFITの部分買い取り、小規模発電あるいは小口融通といった各項目において考慮不足があったということが判明をいたしまして、結果としては12月14日にシス

テム全体の不備がわかったということでございます。これをもってご報告を申し上げて、報告徴収を頂戴したというのが昨年の流れになります。年明け、ここは書いてございませんが、1月4日及び13日に、結果の数字等あるいは内容の報告を申し上げております。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

今回の私どもで起こった誤算定につきましては、自社小売の事業、自社というのは中部電力小売ということでございますが、中部電力小売の需要において、計画の部分、それから実績の部分、それぞれに複数箇所誤りがあったということでございます。

下の絵にございますように、計画のほうには入れるべきではない揚水動力の計画が入っていた。右側の実績のほうには、考慮しなければいけない小口融通等の項目が漏れていたということで、結果として誤算定によって余剰インバランスが余分に発生していたということになっておりました。

5ページ目が数字の結果でございます。

右の上のところの欄をご覧くださいますと、これ、プラスで書いてあるのが余剰という意味でございますけれども、当初出させていたでいた計画では12億4,300万キロワットアワーの余剰だというふうにご報告をしておりましたけれども、正しい値は6億8,700万キロワットアワーであったということで、算定量が5億5,600万キロワットアワー、余剰が多く積まれていたという数字でございました。

6ページ目でございますが、再発防止でございます。

従来の問題点と書いてございますが、これ、システムの考慮不足ということでございますけれども、システムをつくるときに仕様というのを書くわけですが、その仕様を書く段階でシステムの担当箇所とそれから依頼元、これはいろいろな制度をこのようにつくるんだという、こういったことを認識している部署から運用の部署、こういった確認について、これがきちとなされておらなかったというところが問題であると。

それから2つ目のポツにつきましては、システムが必ずテストをするわけですが、そのテストの段階で運用開始前のチェック、これがシステム担当箇所のみでの実施ということで、反映漏れが発見できなかったということでございます。

したがって、再発防止といたしましては、仕様を書くときにきちと情報共有するということで、これはシステム担当箇所だけではなくて依頼元箇所、運用箇所においても書面によってきちと確認して、承認手続をするということで正確を期したいということでございます。

また2つ目の複数箇所の検証の実施と書いてございますが、これはテストの段階でここでの承認手続についても複数箇所を確認をするということで正確を期すというふうにやっていきたいと

いうふうに思っております。それから、開発の場面におきましては、管理職を含めて定期的に進捗確認とリスク情報の共有ということをやるということでございます。

また、再発防止策につきましては、水平展開をしていくということで、今後もシステム開発を継続して行うことになりまして、また既存システムに関しても投資のようなものについては、今回の再発防止を水平展開するというふうにしたいというふうに思っております。

それから先ほど、お恥ずかしい話ながら、私どもの幾つか誤ってご迷惑かけている事例が出てございましたが、小売の話ではございますけれども、現在継続中の二重請求等の問題を起こしている、これもシステムの問題でございますので、これにつきましても小売の話ではありますが、会社全体のこういう役割の明確化という部分で、こういったことについても、今回の教訓というのを共有しなければいけないというふうに思っております。

それから7ページ目でございますが、再発防止の2ということでございまして、これはテストの段階におきまして、不具合の発見を容易化するようなツールというのが今まで不十分であったということでございまして、今回の教訓を生かしてこれを見える化できるところは見える化していこうということでございます。

今回の誤った箇所が自社の小売の需要の部分であったということでございますので、その部分について計画と実績というのをグラフ化をするようなことによっても見える化をする。そうすると、ギャップがあるところがどういった要因によるものかという気づきが生まれてくるのではないかとということで、こういったツールを具備するということによって試験のテストにおける漏れを防ごうというふうに考えてございます。

最後8ページ目でございますが、インバランスの算定の流れにつきましては、先ほどもご案内があったとおりでございますので、詳細は省略をさせていただきますけれども、流れといたしますと一番左の上のところから小売電気事業者様あるいは発電事業者様から計画が提出をされてきて、それが広域機関様を通じて私ども一般送配電のほうへやってきて、それを計画と実績を突き合わせてその差をエリアインバランスということで算定してくるという流れでございますが、この流れの中に自社の小売、自社の発電、中部電力小売、中部電力発電も同じ流れでやってくるということでございまして、その部分を今回は誤ったということで、エリアインバランスというのは自社インバランスと、それから新規参入されてくる他社インバランス、これを含めたものということでございますので、自社インバランスを含めた値が今回間違っていたということをお示して、書かせていただいたということと、繰り返しになりますが、このインバランスの量が変わることによって、単価も変わってくるということなので、結果して料金に影響を及ぼして、全国の皆様方にご迷惑をおかけしてしまったということと、こういうことを申し上げております。

ご説明、以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、北海道電力中村部長お願いいたします。

○北海道電力

北海道電力の中村でございます。

今回のインバランスの誤算定におきましては、北海道エリアのみならず、全国の発電あるいは小売の電気事業者様に多大なご迷惑をおかけしていること、そして関係箇所の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしていること、この場をかりて深くおわびを申し上げたいと思います。本当に申しわけございませんでした。

これ以降、座らせていただいて、説明をさせていただきます。

○山内委員長

どうぞお座りください。

○北海道電力

パワーポイントの資料をおめくりいただきまして、2ページ目をご覧いただきたいと思います。

こちらについては、エリアインバランスの誤算定が判明した経緯について時系列を書かせていただいております。中部電力様でエリアインバランスの誤算定が判明したということがわかりまして、弊社でもエリアインバランスの算定について誤りがないかどうかの確認を行っております。

その結果、ことしの1月10日に北海道エリアの需要実績の算定において、本来考慮すべき連系線を介した域外分の電力取引が考慮されていない事象が判明してございます。

この調査結果を踏まえまして、1月12日に経済産業省様へ誤算定に関する報告を行ってございまして、同日付で報告徴収を受領しております。1月18日そして23日、この報告徴収の内容に基づきまして、誤算定の原因、再発防止対策などについて報告をさせていただいているところでございます。

それでは、引き続き3ページをご覧いただきたいと思います。

こちらについては、エリアインバランスの誤算定の具体的な内容というのを記載させていただいております。

エリアインバランスにつきましては、発電インバランスと需要インバランスの合計という形で計算をするものでございますが、当社の誤った算定式というところでこの赤字の域外分というところについて、最初から考慮されていなかったということが今回の原因であります。

なぜこの部分が考慮できなかったかにつきましては、後ほど詳しくまたご説明を申し上げます。

すが、情報収集の不足算定プログラムの作成に対して仕様確認が不十分であったこと、こういったことからこの域外分の算入をしていなかったということで、エリアインバランス量を過大に計上していたということになりまして、今回の誤算定の原因がここにあるということでございます。

それから、おめくりいただきまして、次、4ページ目をご覧くださいと思います。

こちらについては、実際のエリアインバランスの誤算定の量をお示ししております。誤算定の期間につきましては、2016年4月から2016年の11月までで、余剰インバランス、不足インバランスに関する修正前後の月別のインバランス量をこの表でお示ししております。今回の誤算定により、おおむね余剰インバランスを過大に計上、不足インバランスを過小に計上していたということになりまして、再算定の結果、エリアインバランス量は余剰インバランス、不足インバランスとも総じて減少方向に修正となっております。

次に、5ページをご覧くださいと思います。

先ほども中部電力様からもご説明がありましたが、ここではこの当社のエリアインバランスの誤算定が全国にどういう形で影響を与えるのかをお示ししております。

ちょうど上段の左側の部分、北海道エリアの分を示しておりまして、右側の上段の部分については残りの他社9エリアの部分をお示ししております。

それぞれそのエリアごとに需要インバランス、発電インバランスを加算してエリアインバランス量を各一般送配電事業者が中段にあります緑色のところですが、電力広域的運営推進機関様に送付し、その後、日本卸電力取引所様において全国の $\alpha$ 値が計算されて、この $\alpha$ 値により各エリアのインバランス料金単価が算定される仕組みになってございます。

このため、北海道のエリアインバランス量の算定誤りにより、誤った $\alpha$ 値が北海道のみならず、ほかの9エリアにも通知されていたということになりまして、全国的にインバランス料金精算に影響を及ぼしているということになってございます。

おめくりいただきまして、6ページをご覧くださいと思います。

今回の誤算定に対する改善策というところをお示ししているものでございます。

今回の誤算定につきましては、エリアインバランスの算定プログラムを作成する際に、仕様の根拠となる書類などの確認が不十分だったことから、域外分の加減がシステムに適切に反映されていなかったということが原因となっております。

このため、今年度末の完了を目指して、エリアインバランスのシステム上の算定定義を正しいものに見直すシステム改修を今進めているところでございます。なお、システム改修には一定の期間を要するということもありまして、システムの改修ができるまでの間は暫定的な対応として手修理によりエリアインバランスの算定を実施することになりますが、ヒューマンエラーを

招かぬように入念な確認チェックを実施してまいりたいというふうに考えてございます。

7ページ目をご覧いただきたいと思います。

こちらについては、再発防止対策をまとめさせていただいております。今回の誤算定の問題点というところの、一番最初のところに書いてございますが、1つ目としては、昨年の4月の制度変更に伴う情報収集が不足していたというところ、それから2つ目としては、仕様の確認が不十分であったというところが問題点であると考えておまして、この問題点に対応するべく、再発防止対策として以下の3つを考えてございます。

まず1つ目としましては、今回の誤算定は弊社の確認不足が起因しているというところからスタートしておりますので、他の一般送配電事業者様との意見交換などにより、情報収集、連携を図りつつ、自社のシステムに不備がないか確認を徹底してまいります。

2つ目としまして、システム仕様検討箇所における確認の徹底が必要となりますので、仕様策定に用いる資料による自社の仕様の確認を徹底してまいります。

それから、託送供給システムにかかわる同種システムの開発に当たり、今回と同様の誤りを起こさぬよう、システム開発、運用に携わる者について、今回のご算定事象に関する周知を徹底しまして、再発防止の水平展開を図ることで、同じような過ちを犯さないよう努めてまいりたいと考えてございます。

いずれにしましても、今回の誤算定よりまして関係者の皆様にはご迷惑、ご心配をおかけしていること、重ねておわび申し上げたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

この資料4-4については、

それでは、どうぞ。

○中部電力

それでは資料の4-4をご覧いただきたいと思います。

今回の再精算に関する考え方に基づいた対処方針案ということでございます。

1ページ目というか、ご覧いただきたいと思いますが、今回、数字を見直すということでございますと、事業者様によって結果どういうふうになったかということがわからないわけでございますので、きちっと計算をさせていただいて、事業者様ごとに今回どのような変動になったのかという結果をお知らせをしたいというふうに思っております。

それで、その結果、私どものほうからお支払いをさせていただいていた金額が当初の算定額よ

りも多くなる、要はお支払いが不足であった事業者様につきましては、その差額についてお支払いをさせていただきます。

逆に、算定期間を通じて変動後の額が追加でのご請求になるという事業者様につきましては、その内容について丁寧にご説明を申し上げて、お支払いの意思について確認をさせていただきたいと思えます。

それで、意思があるということのご回答をいただければ、その事業者様には手続をさせていただきたいというふうに思っておりますが、今回誤算定ということでございますので、いずれにいたしましても事業者様にご理解、ご納得いただける解決を図ってまいりたいと思っております。お支払いの意思が、回答がない場合については再度確認させていただく場合がございます。

あと、ほかのエリアにつきましても、ここは他のエリア、それぞれのエリアの一般送配電事業者様のご協力をいただかなければ進まない話になりますけれども、ご協力いただきながら私どもと同じ対応をしていただくということで、その結果、他のエリアの送配電事業者様に損失が発生するということであれば、これに対しては協議をし、解決を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

#### ○山内委員長

どうもありがとうございました。

それではご説明いただいた件につきまして、ご発言を願いたいと思えますけれども、いかがでございますでしょうか。

村松委員、どうぞ。

#### ○村松委員

ご説明どうもありがとうございました。

今回の誤算定で、関係される皆様方、原因究明や対応策ということで、大変なご尽力をされて、大変な思いをされたことと思えます。まだまだ道半ばですので、今後の対応が必要になってくるかと思えます。

ここに挙げていただきました論点①、②、③、④、いずれも私は書かれたとおりのアクションをとるべきだというふうに考えております。論点③で、インバランス算定式の明確化ということで、実は事業者によって算定式が違っていたということが、ここで改めて顕在化したわけですが、もともと過去の事業者の地域別独占という成り立ちから考えると、ここは致し方ない話だったのかなというふうに思えます。

ただ、全国大に影響するような話ですので、共通のプラットフォームがないにしても、横での

連携をとりながらというのがどうしても必要になってくる話ということで、論点の③についても当然やるべきだろうと考えます。

論点②に挙げていただきましたシステム開発の件なのですが、これは新しい制度導入、今回のシステム改革、今後もこの後の議論でもございますが、新しい制度設計というものがなされるときに、当然ITシステムやプロセスの導入というのがありますけれども、人がつくるものであるので、当然間違いは起こりうる話なのですよね。

ただ、そうやって開き直るわけにはいきませんし、ましてやインフラで全国大に多大な影響が及ぶようなものについては、そういったエラーがもともと最小化できるようなシステム構築のプロセスというものが必要だというふうに考えます。

具体的には、金融インフラであれば電力と同じように参考になるような仕組みがあるのではないかなと思います。近いところにいる専門家と意見交換もしてきたのですが、金融機関では、こういったシステムの新規構築ですとか、更改、若干のプログラムを手直ししたりとか、インシデント対応といったようなときに、通常であればプロジェクトマネジメントということは言われますが、プロジェクトガバナンスというのをもともと構築をするという話を聞いたんですね。

どういう仕組みでどういう役割分担で、どのような手続をとっていくかということをあらかじめ設計しまして、その設計どおり、ガバナンスどおり則って、社内で構築が行われたかどうかということを、社内の責任者がまずは確認する。社内責任者というと、最終的にはIT担当の役員の方になられるのかもしれませんが、それに対して、今度は内部監査によるチェックが行われる。

さらに、外部の第三者評価、外部機関においてそういった、ガバナンスどおりにやられましたかといったような評価を行うことによって、品質保証というのを担保するという手続がとられていると聞いています。

これ、全ての小さいものまで含めてということではなくて、やはり全国大で影響が大きいものに限りということで捉えていただければと思うのですが、金融機関ではこういったような取り組みが10年ほど前から始まっているということで、監督省庁である金融庁が金融機関に検査に入るのには、先ほど申しあげました社内責任者による確認、内部監査によるチェック、外部第三者評価の報告書が3点セットで出て、それを見た上で、さらにおかしいということであれば金融庁からみずから出て行って、入検するというような仕組みだと聞いています。

システム構築のプロセスというのは各社の実態に合わせてそれぞれ制定されているのだと思うのですが、こういったことが起きると、「あれ、おたくではそれやっていたの」というようなことがもしかしたら出てきているのかもしれない。

最低限とすべきプロセスというのは今、プロジェクトガバナンスという言葉を使いましたけれども、チェックリストのような形なのか監督官庁から示してもいいのかなということは、今回のインシデントを拝見しまして感じました。

ここの仕組みについては、自由競争を入れた電力市場ではありますけれども、今後インフラとしての全国大に影響が及ぶところに限っては、引き続き省庁からのご指導というのが必要になってくると思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

ほかに。

圓尾委員どうぞ。

○圓尾委員

2点ほど意見です。

1つは北海道さんが再発防止として打ち出していた他の一般送配電事業者との連携という部分です。ぜひぜひ、これを機会にやるべきところはしっかり進めていっていただきたいと思います。

中部電力さんの説明をお聞きして思ったのは、もしかしたら大きく制度が変わる中で、1つの会社の中でも、ネットワーク部門と、小売部門、発電部門で今までだったら共有していた情報を共有しちやいけなくなったりとか、その情報の扱いがいろいろ変わってきたことで、何を共有化して何を共有化してはいけないかという仕切りが、まだ悩んでできていない段階で、こういうことが起きたのかとも思うのです。けれども、ネットワークに関しては、独占で規制がかかっている部分ですので、他のネットワークの事業者さんと情報交換すべき部分というのはたくさん残っていると思いますので、そこは電事連の役割かもしれませんが、しっかり共有していいもの、いけないものを認識しながらやっていただければと思います。

それからもう一点は、時系列の流れを見ると、中部さんが12月20日に経産省に報告をして、それを受けて北海道さんが2日後からチェックを開始しましたとなっています。この中部さんの報告がもっと早くできなかったのだろうかと思います。

もっと早いタイミングでこういうエラーが起きているということが、まさに情報共有できれば、北海道さんの問題ももっと早いタイミングで見つけられたかもしれないと思います。恐らく、全容が判明してから報告しようという考えだったのだと思うのですが、多分報告すべきタイミングはもっともっと早い時期だったと思います。またどこかで検証していただければと思います。

以上です。

○山内委員長

では、大橋委員どうぞ。

○大橋委員

ありがとうございます。

今回のインバランスの誤算定なんですけれども、非常に深刻な事態なんです、事業者がみずから届け出ないと、このシステムのエラーとわからなかったという意味では、事業者みずからこういうことを届け出たということは評価されてもよいのだろうなと思いました。見つかった時点で誤りを申し出たというのは、それはそれで評価されてよいのではないかなというふうに思っています。

今後、システム開発とか改修とかということは、この電力システム改革の中で多く出てくる話だと思われるわけですが、今回の事象が、一般電気事業者に全ての責を負わせることが妥当なのかどうかという検証は、一通りやっておくべきかなと思います。

私も一部かかわらせていただいたのだと思いますけれども、制度改革もかなりの範囲で随分の量の業務がどっと出てきて、それで小売の自由化はこの時期に、16年4月にやるのだという、そこは決まっていた中での作業だったので、ちょっとベンダーとかどうだったのかわかりませんが、かなり大変な事態だったんじゃないかなというふうな感じもします。そういう意味でいうと、十分な時間的余裕がどの程度必要なのか。そういうところというのは、一定程度重要な論点かなと思います。

監査の話があったんですけれども、これも、常にある話ですけれども、誰がモニターするのかとか、モニターした人をさらにどうモニターするのかですけれども、これは建設とか建築の話でもよくある話で、設計業務の照査をどうするのか。照査する人をまた照査するとかは論点になりました。これははっきりいって業種に応じて尽きない話だなというふうにも思うので、とりあえず余りコストがかからない、実効性がある制度というのは何なのかということ、電力の中自体で考えてみるのが重要なのかなというふうに思います。

以上です。

○山内委員長

それでは、武田オブザーバー、どうぞ。

○武田オブザーバー

ありがとうございます。

インバランスの誤算定の対応については、この資料でまとめられたように、基本的にはこの方

向で対応することに賛成いたします。

ただ、15ページに小売事業者への対応がまとめられているのですが、新たな負担を強くないことというこの事例として、一方的に支払期限を設けないとか、少額の債権については厳格に支払いを求めないということで、こういう考え方もあるのかなと思っていますけれども、最終的に個別にどういうところで決着をつけるかということになると、各当事者の一般電力会社さんと個別に折衝しないとだめだということになりますと、年度末が近づいて決算もきちんとしていないとだめだという状況下で、私ども全電力会社とこういうことをやるのかということと結構しんどいので、ある程度きちんとしたルール化を図っていただいて、迅速な、あるいは正確な対応ができるようお願いしたいというのが1点です。

それから、資料3の21ページに一部関係するんですが、こういう新しい制度の中のいろいろな対応の中で、東京電力さんの例を出させていただくと、まだ請求書の遅延が続いています。件数は減ったりふえたりしているのですが、やはり数件でも遅延が起きるといような処理がとまってしまいます。

それから、近接性割引の適用を私どもの発電所で受けているんですが、それが4月から一切精算されていません。私どもの会社だけでも数億円レベルの支払い、割引が受けられていないという現状があります。

したがって、個々のこういう課題に対しても対応することに加え、スピード感を持って迅速な対応をお願いしたいということと、それから、個別のシステムを個々に対応するというのに加えて、少し俯瞰的にシステムを今回見ていただいて、ほかにも全体的なチェックの漏れがないかどうかとか、そういうことのも取り組みもお願いしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

佐藤オブザーバー。

○佐藤オブザーバー

4月に広域機関システムが不具合を起こしまして、現在でもまだ十分に広域機関システムのシステムが従来認められたことになっていないという立場ではございますが、その反省にも基づいてちょっと質問させていただきたいと思います。

中部電力のこの資料で出されて、その3ページ目のところの経緯で、先ほど前田部長もご発言されていましたが、確かにその4月に今申し上げましたように私どもを含めまして、旧電力の託送部門ほとんど全ての会社が多かれ少なかれプログラムミス等があり、問題があったと。

それで、といったこともあり、電事連を通じて、もちろん役所からもですが、各社徹底的に調

べてそのプログラムが直ったどうかという調査をされて、その結果直っているというご報告が電事連を含めてあり、私どももお聞きしました。

あとこれも、前田部長が先ほどおっしゃったように、8月1日にといったことがあり、その4月分のインバランス料金を各事業者へ通知して実績値を確定するために、7月にまたその電事連を通して本当に間違いがないかどうかと、もう一度チェックしてくれというのを各社に流して、各社とも誤りがないと確認をしたというご返事があったと承知をしております。

それで、一言で言うと、二度チェックをして、チェックをしたと、どうして大丈夫と、二度もチェックをされたはずなのに言われたのかなど。

それで、4月はやっぱり各社もいろいろ問題があつて、どこが本当に間違っているのかということで、相当必死に、私どももちろんそうですが誤りを見て、恐らく通り一遍に調査をされたということではないと思うんですが、二度とも大丈夫だとお答えになっているというのは、どうい

う。

やっぱりそれはいろいろ相当調べた結果、ゲンシテキヒドウでどうしてもわからなかったとしか言いようがないということなんですかね。ちょっとガバナンスとの関係もあつて、先ほど大橋先生が自主的に謝ったということを出したのは評価するとおっしゃいましたが、ちょっと私に言わせると二度チェックして大丈夫と言っているのに当たり前じゃないのかという気もするんですが、ちょっとそこら辺の理由は私どもも問題があつて、言う立場にないのかもしれませんが、教えていただければと思います。

以上です。

○山内委員長

廣江さん……

○中部電力

申しわけございません。

○山内委員長

まとめてと思ったんですけれども、じゃ、今明確なご質問出たので、どうぞ前田部長からお話を。

○中部電力

ご指摘のとおりというふうに申し上げるしかございません。

二度、たしかチェックポイントがあつたということで、そのときに問題がなかったということでお返ししたことは事実でございます。そのときに自社のインバランスのところのシステムのところまでは、やっぱり思いが至っていなかったというふうに申し上げざるを得ないということで

ございます。

全般にわたってという、そういうことだったと思うんですけども、すみません、ちょっと記憶が正確じゃないかもしれませんが、チェックをする範囲の部分が、本来は他社分、自社分全部洗うべきところを、他社分のインバランスの算定誤りがなかったかというところにとどまってしまっていたとか、そういった内容によって、結果的に発見ができていないというのが実態かというふうに思っております、そこは大いに反省をしなければいけないというふうに思っております。

○山内委員長

じゃ、これは廣江オブザーバー。

○廣江オブザーバー

ありがとうございます。

先ほど圓尾委員のほうから全面自由化等々もありまして、私どもを介しての情報の共有をするべきところ、あるいはしてはいけないところの仕切りについての戸惑いがあるのではないかと、こういう、ある意味では同情的なお話をいただきました。

それほど、この仕切りというのは難しい話ではないはずでありまして、そういう戸惑いがあったてはならないと思いますし、現実的にはないと思っております。単に、やはり私どものほうでの各社に対する徹底等々ができていなかったということは大変な反省点でございます。先ほどの佐藤事務局長からのお話も含めまして、私どももここは本当に真剣に反省をし、しっかりと対策をとってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山内委員長

ほかにご発言ございますか。

何か事務局からあれば、特によろしいですか。ありがとうございます。

それでは、いろいろとありがとうございました。

伺っておりますと、基本的にさっき事務局からいろいろな案をいただいたんですけども、それについてはご反対というわけではなかったかと思っておりますけれども、それから、中部電力と北海道電力からご説明がございました対処方針がございました。これをあわせてやっていただくということと、それから、委員の方から幾つかそのときに注意すべき点という点をいただきましたので、事務局のほうで受け取っていただいて、進めていただければというふうに思います。

今回の事例を踏まえて、特にシステム開発の重要性というのは非常にあるわけですので、その辺を意識していただきたいというふうに思います。

それでは、よろしければ次の議題に進ませていただきますが、電力システム改革に係る今後の対応につきまして、これも事務局からご説明をお願いいたします。

○曳野電力需給・流通政策室長

それでは資料の5-1に基づきまして説明させていただきます。

電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめに関するパブリックコメントについてという、1枚の資料でございます。

昨年12月16日に第4回の貫徹小委員会を開催したしまして、この中で、これを踏まえた中間とりまとめにつきまして、12月19日から1月17日までパブリックコメントを実施しております。

その結果、1,412件のご意見をいただきまして、行政手続法の規定に基づきまして、類似のご意見、統合、整理をいたしまして、約500件にまとめております。

委員の方々のお手元には配付と申しますか、iPadに参考資料としてお示ししておりますが、全部で504件についての、一つ一つ、私ども政府としての回答をまとめさせていただきました。全部で68ページの資料になりますので、個別のご説明は割愛させていただきますけれども、この政府の考え方とともに今週月曜日に公表をさせていただいております。

このパブリックコメントの中で、ご意見も踏まえて、事務局として本日資料の5-2というところに修正を幾つか加えております。具体的には、13ページの注釈の16、それから14ページの参考図の9というところですが、非化石価値の取引市場が、再生可能エネルギーの電気を使いたいという消費者の選択肢の拡大に資するというをより明確化する記述を追加しております。

あわせて13ページの注釈の17というところで、この非化石の価値の取引市場において、FITの電源については費用負担調整機関が売り手になるわけですが、もともとは売り手が2つあるメニューについて選択可能というふうに書いているわけですが、費用負担調整機関についてはFITの電源ということで、これは再エネ由来証書として販売しますということを明確に記載させていただいております。

それから3つ目でございますけれども、財務、会計の関係でございますが、福島第一原発の廃炉費用につきましては、この中間とりまとめの中では、東電委員会からの検討の状況を踏まえて、この制度的なご検討をいただいたわけですが、その大前提として東電委員会のほうでは明確化されていたわけですが、東京電力が費用を負担することが大原則であって、東京電力においては送配電部門だけでなく、発電及び小売部門も含めたグループ全体での総力を挙げた合理化等でこの費用を捻出をしていくということを23ページで明確化しております。

その他、時間の経過と申しますか、最新のデータがとれたところについては、その数値等の更

新、あるいは専門用語についての解説の注記等を加えております。

次に資料の6をご覧ください。

制度検討作業部会（TF）、タスクフォースの設置について（案）という資料でございます。

これまで貫徹小委員会の中で競争活性化、また環境再エネ安定供給といった広域的課題といったものについてご議論いただきましたけれども、市場整備については、基本的な枠組みについては一定の方向性について取りまとまっているところですが、今後さらに詳細な制度設計、かなり作業が必要な状況でございます。

また、先ほどご議論いただきましたインバランスについても制度上の課題、あるいは明確化しないといけないというところがあるかと考えております。

また、調整力公募の状況を踏まえてそのリアルタイム市場についても今後設計をしていかなければいけないという点。これは基本政策小委員会において一部議論が行われてきたところですが、調整力公募の結果も踏まえて詳細な制度設計をしていく必要があるかと思っております。

したがって、この詳細設計を行うための作業部会の設置をご提案したいと考えております。制度の実効性を高めていくという観点から、もちろん制度の実際の実務的な観点も十分に踏まえていくことが重要であろうと考えております。

その際には、新規参入者の事業者、また新たなビジネスモデルを展開されようとしている事業者の方々も含めて、幅広く関係者のご意見をいただきつつ検討を進めていくことが適切ではないかと考えているところでございます。

また、本日この設置のご提案を事務局としてさせていただいている段階ですので、詳細なスケジュール、あるいはメンバーというのは、これは委員長ともご相談の上、検討したいと考えておりますけれども、検討するに当たっては、新規参入者を含めた関係者、あるいは関係機関のオブザーバー参加を得ながら、また、詳細な議論を深めるに当たって、意見募集等を広く行うというようなことをファーストステップとしてぜひ行いたいと考えております。

検討項目の例といたしましては、これまで基本的な枠組みについてご議論いただいたベースロード電源市場、間接オークション、容量市場といったものに加えて、インバランスのルール、あるいはリアルタイム市場、さらには先物・先渡の位置づけなり、あり方といったところも含めてご議論いただければというふうに思っております。

最後に資料7をご覧ください。

こちらにつきましては、改めてというか、今後その市場の整備を進めていくというに当たって様々な市場があって、それぞれの関係性が必ずしも明確ではないのではないかなというような指摘も私どももいただいているところですので、多少、正確性と厳密性というところは犠牲にして

いるかもしれませんが、わかりやすくまとめたというのがこの資料でございます。

今後、市場整備を通じて電気が持つ価値を取り引きする市場というのを機能別に整理をしていく。それぞれについて取引を行っていくことで全体効率を高めるということが必要なのではないかと考えられます。

これは、日本独自というよりは海外の市場取引の例を踏まえながらということでございます。まず、電気の発電した量、キロワットアワーの価値については、卸電力市場でこれまでどおり取引を進め、活性化を進めていく。

それから、電気を供給できる能力に対してのキロワット価値と書いておりますが、これは容量市場で今後評価をしていく。

さらに、供給力はゼロか1であります。瞬時瞬時に調整をできる価値として小刻みに電気の変動を行えるような価値という意味での調整力、これはデルタキロワットと書いていますけれども、短期間で瞬時瞬時に需給調整できる能力については、現状は調整力公募ですが、今後はリアルタイム市場で取引をしていく。

その他として、例えば非化石の価値といったようなものは電気そのものの価値というよりは、その非化石の電源で発電された価値という取引が対象でございます。

ベースロード電源市場については、電力量と容量というのが、ある意味では複合的に評価される可能性がありますので、この両者の関係を検討する必要があると思いますし、また、ネガワットなどはさまざまなこの中での機能別の評価ということで、局面局面での評価はございますけれども、大きく分けるとこのような4つに評価、整理されるのではないかとということで事務局としてまとめさせていただきました。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは今後の進め方についてはご意見を伺いたいと思いますが、ご発言はありますでしょうか。

秋元委員どうぞ。

○秋元委員

どうもありがとうございました。

資料7についてなんですけれども、ちょっと私の、前の貫徹委員会での議論の理解から、最後の、その他の非化石価値等というところなんですけれども、取り引きされる価値が非化石電源で発電された電気に付随する環境価値とだけ書かれているんですけれども、ただ、非化石電源とし

ての価値なので、例えばそのエネルギーセキュリティの価値みたいなものもここでは一緒に入っているんじゃないかと私は理解していたんですね。

だからここで、環境価値とだけ書くのではなくて、もう少しその非化石という捉え方をしている部分で、エネルギー安全保障的に化石電源を使わなくしたいということ部分も含めてここに入っていると思いますので、そういう書き方に変えるべきじゃないかというふうに思うので、ちょっとそれが1点コメントです。

それでもう一つ、制度設計の新しいタスクフォースというところの話は、これから非常に大変な作業になるというふうに思いますので、先ほどのちょっとシステムの不具合みたいな話もあるので、少し、もちろん急いでやるべきことは急いでやるべきだと思いますけれども、しっかりどういう制度になっている、するのかという具体的な数字を示すとか、そういう作業も慎重にやっていくべきだと思いますので、時間についてはよく考えながらやっていくべきかなというふうに思います。

あと、やはり実務関係者に関しても、よくオブザーバーなんかに参加していただくなど、しっかり実務の部分でよく精通されている方の意見を聞きながら進めるべきではないかというふうに思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

1点目はそれでよろしいですね。ほかにご発言ございますか。

村松委員どうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。

今の秋元委員のご発言とかぶるところがあるんですけども、こちらのタスクフォースの立ち上げ、早急に立ち上げていただいて、それぞれの項目についてのご検討をすぐに始める必要があるというふうに考えております。

というのは、それぞれの制度の導入のタイミングというのに若干のずれはあると理解はしておるんですけども、それを受けて事業者の方々のITシステムの構築であるとか、オペレーションの構築であるとか、そういったところに当然リードタイムが必要になるわけですね。

それで、恐らくタスクフォースで全てが決まってから事業者の方が着手するというのでは、とても間に合わないというような時間軸なのではないかなと考えております。

そうしたときに事業者の方々としては、こちらの作業部会でご検討されている中身を常にウォ

タッチしながら、ここまでは決まっているからここは着手しようとか、そういったことを進められていくのではないかなと思います。

そうしたときに、やはり作業部会での全体のロードマップというんですかね、こういうタイミングでこういうことをやっていきます、ここまでは何を決めますというような大まかな絵でも示されていると、関連する事業者の方々というのはある程度それを参考にしながら、ここまではもう進めても手戻りは生じないだろうというようなことができるのではないかなと。

2020年の送配電分離に向けて、事業者の方々、大変なご苦勞をされて、システムの構築をされていくこととなると思います。SEの方々の人材不足というのも聞いていますので、ここはぜひご考慮いただければと思います。

○山内委員長

ありがとうございました。

ほかに。

大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

寄せられた多くのパブコメについて、まとめていただいたものを拝見させていただきましたが、今回の貫徹委員会の中間とりまとめについては、さまざまな反対意見が出されていますが、中でも、やはり結論を急ぎすぎた、拙速ではなかったかというような意見が多く出されています。

これまでのお話しでは、2つのワーキングのうち、市場整備のほうについては継続して行われるということでしたが、貫徹の親委員会と財務会計のワーキングのほうは、これで議論が終わりということになるのでしょうか、確認させてください。

これは意見としてお話ししますが、先ほどから出ているように2020年に向けての取組みというのであれば、今後、電力自由化が進んで2020年の手前でどのような状況になっているのかわからない部分が多いわけで、例えば、新電力の割合がどのくらいになっているか、また、廃炉や賠償の費用というのは、実際にその時点でどのくらいに膨らんでいるのかというのは、その時にならなければわからないのではないのでしょうか。そのような意味で、ここで全て結論ありきではなく、継続審議として、ある時点になったらもう一度見直すという機会をぜひ設けていただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ほかにご発言ございますか。

それじゃ、とりあえず事務局からコメントないしは回答をお願いします。

○小川電力市場整備室長

ありがとうございます。

今、ご質問いただきました貫徹でいうと、財務のところについて何か作業部会なり何かないのかというお尋ねに関して言いますと、基本的な理解としまして、さらなる詳細な制度設計が必要になるのが市場の部分ということで、今回、特に市場関係についての作業部会ということでご提案させていただいております。

財務の関係につきましては、このまとまった内容を踏まえて、最終的に形にしていく段階が、それに際して、さらに委員の方々にお集まりいただいたの議論というところの必要がないのかなということで、こういうようなご提案とさせていただきます。

○山内委員長

そのほか意見は。

○曳野電力需給・流通政策室長

先ほど村松委員からコメントいただきましたシステム開発との関係は大変大事だと思っております。先ほどの資料の中にもございましたけれども、十分な準備期間というか、作業をしっかり間違いのないようにするためのロードマップといたしますか、スケジュール感をできるだけ、今後議論するに当たって、これは一方でスケジュールありきで議論をするのもどうかという議論はあるかと思っておりますけれども、今回の場合に関して言えば、それぞれの中で2020年なり2019年という導入の目安というものもご議論を一応して、取りまとまっているということもございまして、ぜひそういう形で、できる限りお示しできるような形で調整できればというふうに考えております。

○山内委員長

そのほかにご発言はありますか。よろしゅうございますか、ありがとうございます。

それでは、大きなご反対といたしますか、ご意見はなかったと思っておりますので、制度検討作業部会の設置、それから、今後の市場整備の方向について、事務局のご提出された案で進めたいというふうに思っております。

必要な手続等含めて、本日出されましたご意見につきましては、事務局のほうで受け取っていただいて、議論を進めていきたいというふうに思います。

よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に事務局からガス小売全面自由化に向けた検証について、これを事務局からご説

お願いしたいと思います。

○藤本ガス市場整備室長

ありがとうございます。

ガス市場整備室長藤本でございます。

資料8-1、ガスの小売全面自由化に向けた検証に基づいてご説明させていただきます。

前回に続きまして、この4月から自由化されるガスの検証をお願いしたいと思います。前回は、特に大手3社によりますスイッチングシステムの整備状況などをご確認いただきました。

今回については、既に自由化されております大口分野での競争の状況、料金、需給等々についてご確認いただければと思います。

2ページ目でございます。

ガス事業制度の改革の概要を書いております。95年以降、自由化を進めております大口部門につきまして、閾値を下げる形で自由化を進めております。ことしの4月に小売全面自由化ということになります。

料金につきましては、1923年のガス事業法以降、一貫して認可料金制がとられております。99年に、値下げの場合は届け出制が導入されています。

3ページです。

95年に自由化された大口部門における新規参入者の状況でございます。2000年代前半に大きく伸びまして、その後微増という形になっております。現在、38事業者の参入がございます。

4ページです。

大口部門におきます販売量の新規参入者のシェアでございます。

こちらにつきましても、95年以降拡大を続けておりました。その後、2011年から2014年度にかけて減少しております。これは新電力さんですけれども、発電用の大口供給の自家消費への転換があったということによるものと考えています。2015年度には再度増加に転じております。この中には、既存ガス事業者の子会社の分が含まれております。供給区域内で販売されている分、供給区域外で販売されている分がございますが、ちょっとこちらの区分は難しいんですけれども、まとめて子会社分を除きますと、直近2015年度13.1%となっているところが12.4%となります。

5ページです。

地域別に今の販売量のシェア、それから新規参入の状況を整理をしております。

新規参入者の数でいいますと、やはり関東地域が多くなってございます。販売量のシェア、それぞれの地域の脇に括弧で数字を書かせていただいておりますが、全ての地域で10%を超えており、新規参入が進んでいると評価できるかと思います。とりわけ、東北地方におきましては、既存事

業者の供給区域外、白地地域での大口販売が多くなってございますけれども、新規参入者のシェアが50%を超えているという状況になっております。

7ページをご覧くださいいただければと思います。

現在のガスの料金の状況について整理しております。

大口を含めたガスの料金でありますけれども、原料費については薄いピンクで示しております。最近では上昇傾向でございます。ただ、原料費以外につきましては、大口の自由化後、減少しているという状況かと思っております。2007年度以降は、原料費以外も横ばい状態が続いているという状況でございます。

8ページです。

小口部門のガス料金の推移を書かせていただいております。

2008年度から2010年度にかけて一度低下をしていますが、全体としては原料費によって上昇傾向ということかと思っております。2015年度は原料費が下がったことによって価格が下がっております。

9ページでございます。

諸外国との比較を書かせていただいております。

左側の図が産業用料金の推移、右側の図が家庭用料金の推移でございます。我が国は、ガス料金は諸外国に比べて高い水準にございますが、産業用については、2000年以降、諸外国との価格差が縮小しているということかと思っております。家庭用については、引き続き高い状況にございますが、こちらが自由化後にどうなるかが注目ポイントかと思っております。

10ページ以降に、標準家庭におけるガス料金、203者分書かせていただいております。こちらをご確認いただければと思います。

16ページ以降、需給の状況の確認をさせていただきます。

まずはガスの調達でございますけれども、日本の場合はほぼ全ての調達がLNGの輸入という形になっております。加えまして、この輸入については、大手3社で、都市ガス業界の輸入量の9割を占めているという状況です。この大手3社の調達先を確認いたしますと、多様化をされております。

加えまして、在庫につきましては、常に少なくとも2週間程度は確保されているという状況にございます。昨年IEAによりまして、日本に対するガスの強靱性評価が実施されております。緊急事態として2カ月間のカタールからの供給途絶を想定したシミュレーションが行われております。

その結果としましては、他契約の売り主からの配船の前倒しなどで対応可能であり、安定性は高いとの評価を受けております。

17ページ以降に記載していますが、都市ガス会社の203者のピーク日の供給能力と需要量を比較したところ、供給能力が需要量を上回っており、ガスの製造供給能力が確保されているという評価をしております。

大手事業者と導管がつながっていて、こちらから卸を受けている、いわゆる第三グループにつきましては、ピーク日も同量を、卸を受けるという形になっておりますので、記載は省略をしております。

続きまして、エネルギー基本計画の施行の状況でございます。20ページをご確認いただければと思います。

エネルギー基本計画におきましては、利用形態の多様化を促進するということがうたわれてきて、ボイラー、工業炉、それからコージェネレーション、ガス空調等の拡大、それから、新しい分野としましては、LNG燃料船への対応等が書かれております。

21ページですけれども、ボイラー、天然ガス、コージェネレーション、ガス空調につきましては、これまでもいわゆる省エネ補助金などで導入支援を行ってきております。さらなる導入に向けて、来年度予算案におきまして、天然ガスの環境調和などに資する利用促進事業費補助金という新しい予算を組み込んでおります。こうした形で、今後とも導入が進むように支援をしまいたいと考えています。

24ページでございます。

LNG燃料船への対応でございます。

現在、北米及び北欧の一部の海域におきましては、特別海域として、厳しい排出ガス規制が取り入れられております。これに伴いまして、クリーンなLNG燃料に対応した船舶の導入が始まっております。

国際海事機関におきましては、2020年から、このSO<sub>x</sub>規制を全海域で強化するということが決定されております。アジアでも先行してこうした状況に対応できるよう、我が国にLNGのバンキング、給ガスの拠点を形成していくということが重要かと考えております。

昨年、国交省が事務局となって、横浜港をモデルに検討会が実施されております。引き続き、国交省と連携して本件の取り組みを強化してまいりたいと考えております。

続きまして、26ページでございます。

現在のガス小売事業者の申請登録状況でございます。

昨日時点、22社が登録申請を行っております。うち12社が登録済みです。登録申請につきましては、本日1件ございましたので、23社からの登録申請を受けております。この中で登録が済んでいる12社をリスト化しておりますが、この中で小口一般家庭の供給予定につきましては4社、

電力の4社ということになっております。引き続き登録が進むよう期待をしているところでございます。

最後ですけれども、28ページでございます。

小売全面自由化に向けた広報の取り組みを進めております。

パンフレット、ポスターの活用、あるいは説明会等の形で広報に取り組んでおります。現時点で、資源エネルギー庁と電力・ガス取引監視等委員会とで合わせまして、事業者向けの説明会を21回、今後のものも含めまして、消費者向けには44回の説明会を実施するという事を予定しております。引き続き広報には力を入れていきたいと考えております。

以上です。

#### ○山内委員長

どうもありがとうございました。

引き続き、前回ご質問があったんですけれども、大手3社のスイッチングを含めた準備状況等について、これを日本ガス協会、幡場オブザーバーからご説明願いたいと思います。

#### ○幡場オブザーバー

日本ガス協会の幡場でございます。

小売全面自由化に向けた事前準備の進捗状況について、少しご説明申し上げたいと思います。

資料8-2については、細かくご説明を申し上げますが、各事業者は今、4月の小売全面自由化に向けて、託送供給約款や保安規程等の整備を終えまして、お客さまに交付すべき書面の配布、これを始めるなど、最終的な準備の段階に入っております。

日本ガス協会といたしましては、これまでも自由化に備えて、いつ、何を、どういう準備をしなければいけないのかということについて、各事業者に周知を行いますとともに、日本ガス協会には、全国を7つの地区に、地域別に割った地方部会がございますが、そうした地方部会単位で延べ50回以上の説明会を開催するなどして、会員事業者の支援をしております。

今後、日本ガス協会といたしましては、自由化に向けた準備について、チェックリストを各事業者に送付いたしまして、会員事業者の準備状況を確認してまいりたい等々のフォローを引き続きやってまいりたいと思っております。また、あわせて各事業者からの個別相談についても積極的に対応してまいりたいと思っております。

いずれにしても、小売全面自由化まで残り期間わずかになりました。全ての会員事業者が滞りなく準備作業が進められますよう、また、自由化後の諸々の具体的な業務が円滑に進みますよう、ガス協会といたしましては、引き続き努力をしております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

それではご説明がありましたので、この件について、皆様にご発言をお願いしたいと思います  
が、どなたかいらっしゃいますか。

特にいらっしゃいませんか。そうすると、会議が終わっちゃうんですけども。

大石委員、どうぞ。

○大石委員

すみません、別に延ばしたいわけではありませんが。先ほどのガスの自由化の話で、説明資料の  
9ページのところに、我が国と諸外国のガス料金の比較というのがありまして、産業用の料金と、  
それから家庭用の料金というのが左右に並んでいるわけですけども、これを見ると諸外国もど  
ちらかという、産業用の料金のほうが安いというのがわかるんですけども、明らかに日本の  
場合には、家庭用の料金のほうが産業用に比べて高いというのが、このグラフではっきりわかり  
ます。その中で、今後、小売りの自由化によってこの家庭用の料金がどのように変わるかという  
お話が、先ほど藤本さんからありました。しかし、実際に今、参入してこようとしている事業者  
さんは、ほとんど大口向けであって、小口のほうに入ってこようとしているのは大手4社の電気  
事業者さんだけだと聞いています。ということを考えますと、本当に自由化して、小口のところ  
で競争が起きるかどうかというのは、ますます不安になるわけです。特に都市部ですとか、実際  
に競争が起きている関西ですとか中部というのは、かなり消費者の認知というのはあると思うの  
ですが、競争が起きないような地域、競争が起これないけれども経過措置が外れて自由化してし  
まう地域では、本当に消費者に対して自由化することの周知というのがどれだけきちんと行われ  
ているのが重要になります。あともう1カ月、2カ月しかないわけですけども、きちんと周  
知がなされたかどうかの検証というのは、最終的にどこでどのようになさるのか、ぜひ教えてい  
ただければと思います。

以上です。

○山内委員長

松村委員にご発言いただいて、それから取引所のお2人から。

○松村委員

すみません、僕も長引かせるつもりは全くないんですが、僕も同じところは、ちらっと目に行  
ったんですけども、そのスライド9を見ると、自由化によって大口のほうはそれなりに価格が  
諸外国と比べてもいい水準に下がってきたんですけども、家庭用はやっぱり高いよねというのが

一つの解釈なんですけど、もう一つは、家庭用のところと大口とでコストの構造が大分違って、大口のところは相対的にガスのコストの割合が高くなっているはず。それに対して小口のほうは、託送料も含めたガス以外のコストの割合が相対的に高くなっている。

そうすると、もし本当に効率的にやっているんだとすると、ガスの値段が高かったから日本のガスの価格は高かったんだ、ヨーロッパなどはパイプラインで直接持ってこられるんだけれども、こっちはLNGだから高かったのかという理屈がどれぐらいもってもらいたいというのが相当、怪しくなる図でもあるかと思うのです。つまり、託送料金とか、そういうたぐいのコスト、もっとすさまじく高いんじゃないのかというようなことを、これだけ見て決めつけるのはいけないわけですが、そういう問題も考えていかないと、自由化だけで恐らくコストが下がっていくのは難しいと思うので、いろんなことを考えながら、どうやって価格を下げっていくのかというのをこれから長期的にも考えていかなければいけないかなと思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにご発言は。

それでは、とりあえず事務局のほうから、お2人の意見についてご回答、あるいはコメントがあれば。

○藤本ガス市場整備室長

ありがとうございます。

料金原価の、家庭用料金と産業用料金の違いにつきましては、これは費用の発生要因に応じて費用を振り分けておるとというのが今の計算の仕方でございます。家庭用料金につきましては、1日でのぶれが大きくなるとか、あるいは季節ごとの使用量が大きく変わってくるとかいうことによって費用がかかるという面がございます。

大石委員からありました、全国で見て、きちんと競争が行われているのかどうかというのは、今後の検証プロセスでも、こちらの委員会でもきちんと見ながら進めていきたいと思っております。

いずれにしても、大きな改正になりますので、状況をきちんと検証しながら進めることが極めて重要だと認識しています。

ありがとうございます。

○山内委員長

そのほかにご意見、ご発言はありますか。

よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

それでは、そろそろお時間も参りましたので、この辺で第2回電力・ガス基本政策小委員会・第5回電力システム改革貫徹のための政策小委員会の合同会議を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。